ホルムアルデヒド発散区分、4VOC放散性能　認定番号一覧表

商品区分	トイレ設備
商品シリーズ名	トイレカウンターd180、d200シリーズ
ホルムアルデヒド発散建築材料区分	ユニット製品
ロット番号／製造年月日	本体、梱包等に表示
ホルムアルデヒド発散等級区分	F☆☆☆☆
表示ルール	住宅部品表示ガイドラインによる

VOC放散性能	4VOC基準適合（木質建材）
表示ルール	住宅部品VOC表示ガイドラインによる

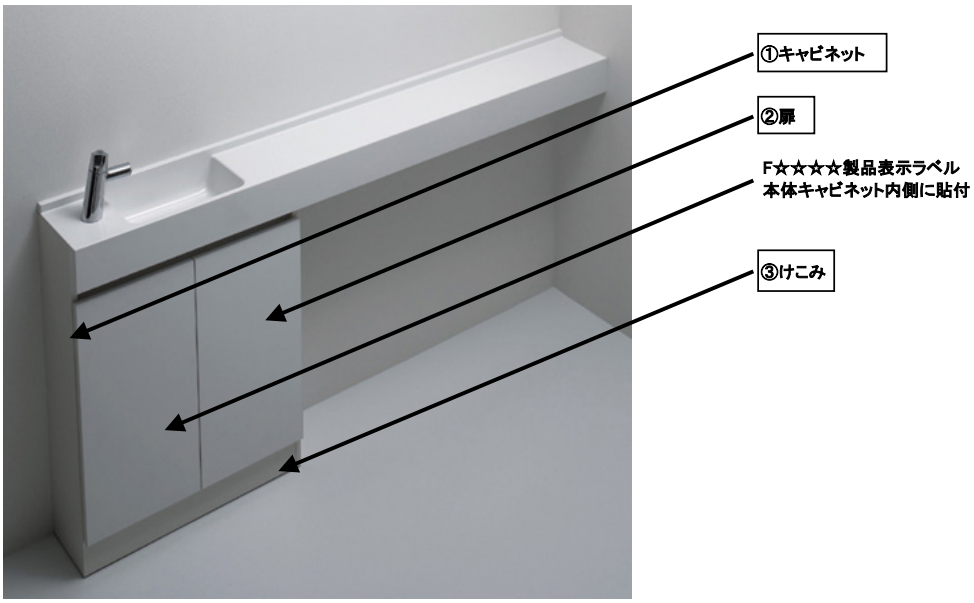

※この写真はシリーズの一例です。
実際とは異なる場合があります。

構成部位		発散建築材料	発散等級区分	認定の種類	認定番号
①キャビネット	側板	PB※5	F☆☆☆☆	大臣認定	MFN-0052、MFN-0068、MFN-2677
				JIS認定	GB0508162、ATMY08001
	背板、底板	MDF	F☆☆☆☆	JIS認定	TCMY07001、JQID06001
②扉	ビューティーホワイト(BW)	PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0207115、ATMY08001、TC0108059
				業界団体認定	JFP3043-0、JFP3043-3
	エクセルライト(NZ) エクセルダーク(UZ)	PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0807041、GB0508162 TC0207115、TC0507014 TC0608085、TC0208082 TC0207134、ATMY08001 TC0108059、TC0713001
③けこみ		規制対象外部位（F☆☆☆☆仕様相当） 規制対象外のため認定書提出の必要なし			

※1　商品構成により、上記に記載したホルムアルデヒド発散建築材料の一部しか使用しない場合があります。
※2　4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。
※3　認定書には当社管理上の記載を付しております。
※4　二次加工の接着剤は告示対象のみ記載しています。
※5　PBはパーティクルボードの略称です。
※6　住宅設備・建材商品ご相談窓口（個人のお客様：0120－878－093　法人のお客様：0120－187－150）

認　定　書

国住指第３７７号
平成１５年５月２８日

松下電工株式会社

取締役社長　西田一成　　様

国土交通大臣　　林　寛子

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第６８条の２６第１項（同法第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN　－0052

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

別添

1．申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2．申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1　申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	100～2200（mm）
長さ	100～2800（mm）
厚さ	10.0±0.5、15.0±0.5、16.6±0.5、18.0±0.5、20.0±0.5（mm）
密度	720±80（kg/m³）

3．申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2　申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1)表面材	材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ（mm）：0.15±0.07 質量（g/m²）：120～312
(2)基材	材質：次に示す組成①又は②のパーティクルボード 厚さ（mm）：9.8±0.1、14.8±0.1、16.4±0.1、17.8±0.1、19.8±0.1 密度（kg/m³）：690±70 ①組成（質量%）： メラミン・ユリア共縮合樹脂木材用接着剤　15±1以下 酸化硬化材　4±0.5以下 ワックス　2±0.5以下 木材チップ　79±2以上 ②組成（質量%）： ユリア樹脂木材用接着剤　1.5～4.0 乳剤　0.1～0.5 パラフィン　0.1～0.3 硬化材　0.3～0.7 尿素　13.0～14.5 木材チップ　80～85

4．申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図１に示す。

図　1

認　定　書

国住指第４６６号
平成１５年６月１１日

エム　カインドル　ホルツインダストリー
カーゲー
代表取締役社長　ウェルナー　ベヒトル
ド　　様

国土交通大臣　　林　寛子

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第６８条の２６第１項（同法第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN　－0068

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

別添

1．申請建築材料名：

両面メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2．申請建築材料の形状、寸法等：

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1　申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	2,070（mm）
長さ	2,800（mm）
厚さ	15～19±0.3(mm)
密度	680～750（kg/m³）

3．申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2　申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1)表面材	材質：規制対象建築材料に該当しないメラミン樹脂含浸紙 厚さ（mm）：0.12～0.20±0.01
(2)基材	材質：次に示すパーティクルボード 規格：EN312-5（パーティクルボード） 厚さ（mm）：15.0～19.0±0.3 密度（kg/m³）：680～750 組成（質量%）： ユリア樹脂木材用接着剤　11±1.0以下 木材チップ　89±1.0以上 ユリア樹脂木材用接着剤の組成（質量%）： ユリア樹脂　91.0±1.0 イソシアネート系化合物　9.0±1.0

4．申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

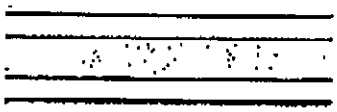

1. メラミン樹脂含浸紙　(厚み：0.12～0.2 mm)
2. パーティクルボード(厚み:15.0～19.0mm)
3. メラミン樹脂含浸紙　(厚み：0.12～0.2 mm)

認　定　書

国住指第　4690　号
平成 23 年 3 月 28 日

M. Kaindl Holzindustrie KG
Director　Doris Buchmesser　様

国土交通大臣　　大畠　章宏

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 20 条の 7 第 4 項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   MFN-2677

2. 認定をした構造方法等の名称
   両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1．申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2．申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表１に示す。

表１　申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
厚さ（mm）	8.0 ～ 28.0 （±0.5）
密度（kg/m³）	厚さ　8mm 以上 14mm 未満　700（±100） 厚さ 14mm 以上 23mm 未満　650（±70） 厚さ 23mm 以上 28mm 以下　630（±70）

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

3．申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表２に示す。

表２　申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面材 及び 裏面材	材質：規制対象建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm)：0.16（±0.04）
(2) 基材	材質：パーティクルボード 厚さ（mm）　：　8.0 ～ 28.0（±0.5） 組成（質量%） メラミンユリア樹脂系接着剤　11.0（±1.0） 木材チップ (針葉樹)　89.0（±1.0） メラミンユリア樹脂系接着剤の組成 (質量%)： メラミンユリア樹脂　69.0（±0.1） ホルムアルデヒド　0.5（+0、−0.1） メタノール　0.5（±0.1） 水分　30.0（±0.1）

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

4．申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図１に示す。

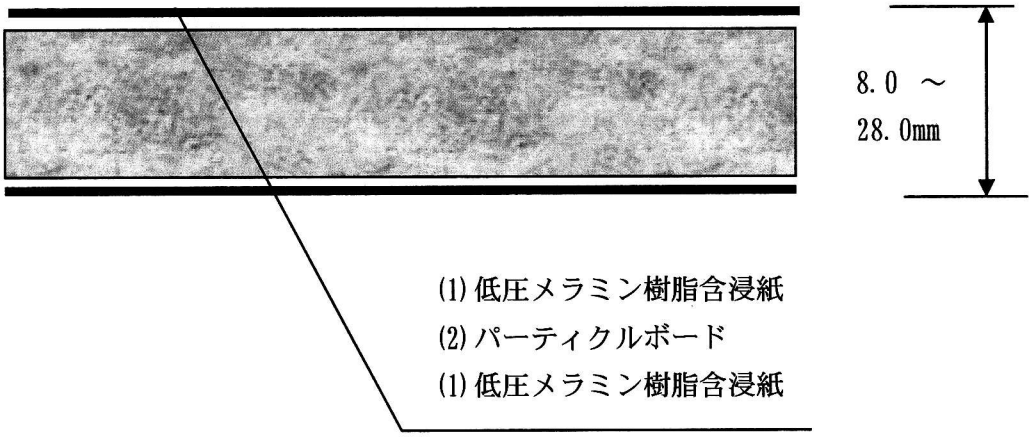

図１　断面図